**平成２３年（フ）第６９５４号**
大阪府東大阪市高井田本通３丁目３番28―431号　ダイワ高井田ビル
債務者　田中美佐緒
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９６４号**
大阪市生野区中川東１丁目７番10号　アーバンハイツ中川東201号
債務者　山本ユリこと　康　　英姫
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９７１号**
大阪府守口市南寺方東通３丁目３番12―308号
債務者　中園　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９９１号**
大阪府門真市千石東町29番７号
債務者　野村　隆弘
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９９４号**
大阪府東大阪市吉田１丁目12番18号　ベルハイム306号
債務者　片岡　和人
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９９９号**
大阪市住吉区苅田８丁目12番13―305号
債務者　江戸　京子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７００５号**
大阪府高槻市牧田町６番28―501号
債務者　田村恵里香（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０１３号**
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台４丁目３番地の４
債務者　橋本　充子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０１９号**
大阪府大東市三箇６丁目12番22号
債務者　中道健太郎
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０２１号**
大阪府豊中市蛍池南町３丁目10番27―302号
債務者　塩屋亜樹子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０２７号**
大阪府門真市古川町５番19号
債務者　石脇　雅弘
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１３号**
北海道留萌市堀川町２丁目66番地の１　功栄荘１－Ｃ
債務者　立花　梨枝（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

**平成２３年（フ）第１４号**
北海道増毛郡増毛町箸別３番地
債務者　大津　敏夫
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

**平成２３年（フ）第１６号**
北海道留萌市見晴町２丁目５番地の５
債務者　吉野　啓子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

**平成２３年（フ）第１７号**
北海道増毛郡増毛町南畠中町７丁目85番地の１
債務者　大津　梨恵（旧姓宇治）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

**平成２３年（フ）第７１号**
青森県三沢市前平２丁目７番地３号
債務者　吉田美栄子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２３年（フ）第３７号**
群馬県沼田市町田町861番地４、申立時の住所群馬県沼田市下久屋町260番地４
債務者　田村　雅敏
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係